

自動車を利用される方へ

○自動車税、軽自動車税の減免範囲

次の要件を4月1日時点（新しく自動車を取得する場合は登録時）で満たす必要があります。

区 分	本人運転	同一生計者または常時介護者の運転		減免金額
対象となる 障害の範囲	次ページのとおり			自動車税 ①令和元年9月30日までに新車新規登録を受けた自動車 <u>上限 45,000円</u> (重課 51,700円) ②令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自動車 <u>上限 43,500円</u> 軽自動車税 <u>全額</u>
台 数	1台に限る			
自 動 車 の 種 類	自家用に限る (対象車輛の詳細については、右記の 問い合わせ先にご確認ください。)			
自動車の 所 有 者 (※1)	本人	身体障害者 (18歳以上)	本 人	
		身体障害児 (18歳未満)	生計を一にする 親族 (※2)	
		知的障害児・者		
		精神障害者		
自動車の 運 転 者	身体障害者 本人	生計を一にする親族 (※2) 単身または障害のある者のみで構成 される世帯で生活している障害者を 常時介護する者 (※3)		
使用の 内 容	障害者の 移動のため	通院、通学(園)、通所または帰 宅、通勤、生業、日常生活のための 送迎。 また、月4回以上かつ1年以上継続し て使用が見込まれること。		

- ※1 原則として、所有者、使用者ともに障害者の名義であることが必要です。
ただし、所有権留保付きの場合には、使用者が障害者であれば、所有者がディーラー等であつても構いません。
- ※2 同居の親族が原則。ただし、やむを得ない理由により同居ができない場合は、確定申告書の写し等により扶養の関係が確認される場合のみ対象とします。
- ※3 「常時介護者」とは、専ら障害者の通院等のために継続して日常的に運転する者をいいます。
- ※ 障害者が利用するための特別の仕様がなされた自動車（入浴車、車椅子移動車等）については、別に減免制度があります。
- ※ 軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者または使用者に課税されます。
- ※ 軽自動車税の減免は、その年度の4月1日（賦課期日）において上の要件を満たす必要があります。

区 分	申 請 期 間
自動車税（県税）納税通知書による場合	4月1日から納期限まで
証紙による納税の場合	新車等の登録をするとき
軽自動車税（高知市税）	4月1日から納期限まで

問い合わせ先

自動車税

中央東県税事務所

☎ 866-8510

新車・中古車の
登録時の減免申請

中央東県税事務所員駐在所
（高知運輸支局に隣接）

☎ 866-3705

軽自動車税

市民税課

☎ 823-9423

■自動車を利用される方へ

身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲一覧表

※軽自動車税の減免の対象となる障害の範囲については、直接、市民税課（823-9423）へお問い合わせください。

[表の見方]

○印…該当

横線…非該当

〈身体障害者〉

自動車の運転者が身体障害者手帳を交付されている本人の場合

障 害 の 区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視	覚 障 害	○	○	○	○	—	—
聴	覚 障 害	／	○	○	—	／	—
平	衡 機 能 障 害	／	／	○	／	—	／
喉頭摘出による音声機能障害		／	／	○	—	／	／
上	肢 不 自 由	○	○	○	—	—	—
下	肢 不 自 由	○	○	○	○	○	○
体	幹 不 自 由	○	○	○	／	○	／
脳 原 性	上 肢 機 能	○	○	○	—	—	—
	移 動 機 能	○	○	○	○	○	○
心	臓 機 能 障 害	○	／	○	○	／	／
じ	ん 臓 機 能 障 害	○	／	○	○	／	／
呼	吸 器 機 能 障 害	○	／	○	○	／	／
ぼうこうまたは直腸機能障害		○	／	○	—	／	／
小	腸 機 能 障 害	○	／	○	—	／	／
肝	臓 機 能 障 害	○	○	○	—	／	／
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	—	／	／

自動車の運転者が身体障害者手帳を交付されている本人と生計を一にする同居の親族または常時介護者の場合

障 害 の 区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視	覚 障 害	○	○	○	○	—	—
聴	覚 障 害	／	○	○	—	／	—
平	衡 機 能 障 害	／	／	○	／	—	／
喉頭摘出による音声機能障害		／	／	—	—	／	／
上	肢 不 自 由	○	○(2級の1・2のみ)	—	—	—	—
下	肢 不 自 由	○	○	○(3級の1のみ)	—	—	—
体	幹 不 自 由	○	○	○	／	—	／
脳 原 性	上 肢 機 能	○	○(両上肢のみ)	—	—	—	—
	移 動 機 能	○	○	○(両下肢のみ)	—	—	—
心	臓 機 能 障 害	○	／	○	○	／	／
じ	ん 臓 機 能 障 害	○	／	○	○	／	／
呼	吸 器 機 能 障 害	○	／	○	○	／	／
ぼうこうまたは直腸機能障害		○	／	○	—	／	／
小	腸 機 能 障 害	○	／	○	—	／	／
肝	臓 機 能 障 害	○	○	○	—	／	／
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	—	／	／

〈知的障害児・者〉

重度の知的障害児・者であって、療育手帳A1、A2の手帳を持っている方

〈精神障害者〉

精神に障害を有し歩行が困難な者で、精神通院医療の公費負担を受けており、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

自動車税の減税早見表（自家用乗用車の場合）

排気量別自動車税の負担額

① 令和元年9月30日までに新車新規登録を受けた自動車

（排気量区分）		（税額）	（減免額）	（負担額）
電気自動車	標準税率の場合	29,500円	29,500円	一部負担なし
～ 1,000cc以下		29,500円	29,500円	
1,000cc超 ～ 1,500cc以下		34,500円	34,500円	
1,500cc超 ～ 2,000cc以下		39,500円	39,500円	
2,000cc超 ～ 2,500cc以下		45,000円	45,000円	
2,500cc超 ～ 3,000cc以下		51,000円	45,000円	6,000円
3,000cc超 ～ 3,500cc以下		58,000円	45,000円	13,000円
3,500cc超 ～ 4,000cc以下		66,500円	45,000円	21,500円
4,000cc超 ～ 4,500cc以下		76,500円	45,000円	31,500円
4,500cc超 ～ 6,000cc以下		88,000円	45,000円	43,000円
6,000cc超 ～		111,000円	45,000円	66,000円
～ 1,000cc以下	15%重課税率の場合	33,900円	33,900円	一部負担なし
1,000cc超 ～ 1,500cc以下		39,600円	39,600円	
1,500cc超 ～ 2,000cc以下		45,400円	45,400円	
2,000cc超 ～ 2,500cc以下		51,700円	51,700円	
2,500cc超 ～ 3,000cc以下		58,600円	51,700円	6,900円
3,000cc超 ～ 3,500cc以下		66,700円	51,700円	15,000円
3,500cc超 ～ 4,000cc以下		76,400円	51,700円	24,700円
4,000cc超 ～ 4,500cc以下		87,900円	51,700円	36,200円
4,500cc超 ～ 6,000cc以下		101,200円	51,700円	49,500円
6,000cc超 ～		127,600円	51,700円	75,900円

② 令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自動車

（排気量区分）		（税額）	（減免額）	（負担額）
電気自動車	標準税額の場合	25,000円	25,000円	一部負担なし
～ 1,000cc以下		25,000円	25,000円	
1,000cc超 ～ 1,500cc以下		30,500円	30,500円	
1,500cc超 ～ 2,000cc以下		36,000円	36,000円	
2,000cc超 ～ 2,500cc以下		43,500円	43,500円	
2,500cc超 ～ 3,000cc以下		50,000円	43,500円	6,500円
3,000cc超 ～ 3,500cc以下		57,000円	43,500円	13,500円
3,500cc超 ～ 4,000cc以下		65,500円	43,500円	22,000円
4,000cc超 ～ 4,500cc以下		75,500円	43,500円	32,000円
4,500cc超 ～ 6,000cc以下		87,000円	43,500円	43,500円
6,000cc超 ～		110,000円	43,500円	66,500円

○有料道路通行料金の割引

通院・通勤等の日常生活において、障害者本人または障害者を乗せてその介護者等が有料道路を通行する場合に通行料金が割引される制度です。

申請には「車両（1人につき1台のみ）を登録する」場合と、「車両を登録しない」場合の2通りがあります。

E T Cを利用した割引を希望される場合は、車両の登録が必要です。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳所持者ご本人が運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳または第1種A判定の療育手帳所持者を乗せて介護する家族等が運転する場合

〈割引率〉

- ・通行料金の約5割

※ E T Cを利用した割引は、登録した車両（1人につき1台のみ）で、E T Cレーンをノンストップ通行した場合にのみ適用されます。

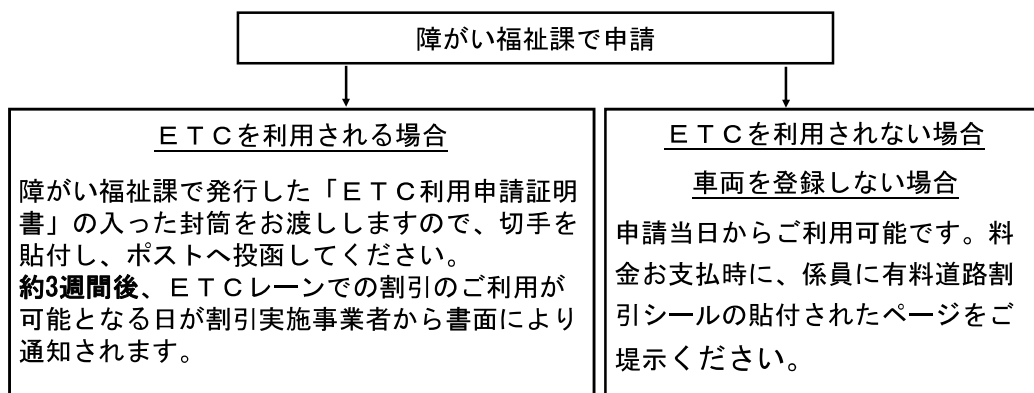
〈登録できる車両〉

- ・車の所有者が障害者本人またはその親族等の個人名義のもの（自家用）
※ 割賦購入中（ローン）または長期リース中で所有者欄に法人名が記録されている場合は、支払い期間中であることのわかる契約書等が必要です。（支払いが完了している場合は、個人名義への変更手続きが必要です。）

〈申請に必要な書類〉

- ① 身体障害者手帳・療育手帳（第1種A1またはA2）
- ② 車検証（電子車検証の場合は、原本と自動車検査証記録事項の書面が必要）
- ③ 契約書（割賦購入中または長期リースの場合）
- ④ 運転免許証（本人運転の新規申請の場合）
※ 車両登録をしない場合は、上記の①と④のみで構いません。
E T Cを利用した割引を希望される方は、さらに以下の書類が必要です。
- ⑤ E T Cカード（障害者本人名義）
（自ら運転しない20歳未満の場合は親権者または法定後見人名義のものでも可）
- ⑥ E T C車載器セットアップ申込書・証明書等
※ 割引適用には有効期限があります。割引制度を更新する場合、⑤と⑥は前回申請時から変更がなければ不要です。

●申請からご利用までの流れ



＜申請受付＞
障がい福祉課

管理担当

☎ 823-9056

＜割引制度について＞

N E X C O 西日本

お客さまセンター

☎ 0120-924-863

※割引有効期限あり
（最長2年2カ月）

車両登録の場合
※車の所有者に制限あり

※割引対象外の車両あり

○自動車運転免許取得費の助成

身体障害者、知的障害者、精神障害者等で就労等社会活動への参加促進のため、運転免許を取得しようとする方に、その費用の一部が助成されます。

〈限度額〉 10万円（免許取得に直接要した費用の3分の2以内）

〈身体障害者用教習車を設置している自動車学校〉

学 校 名	所 在 地	電話番号
安芸自動車学校	安芸市川北甲2100番地	(0887) 34-3181
高知県自動車学校	高知市一宮中町3丁目1番2号	(088) 845-1411
高知中央自動車学校	高知市江陽町4番50号	(088) 883-3251
※以下は左アクセル対応車両のみ		
南国自動車学校	南国市小籠81番地3	(088) 864-3125
高知ニュードライバー学院	吾川群いの町枝川282番地	(088) 892-1414
新土佐自動車学校	土佐市蓮池2057番地	(088) 852-6001

○身体障害者用自動車改造費の助成

身体障害者が就労等のため自らが運転する自動車を改造するとき、その費用の一部が助成されます。

〈対象者〉

身体障害者手帳所持者で上肢、下肢、体幹のみで1～6級の障害を有する方（3～6級の方については、自動車運転免許証に改造自動車使用等の条件が付されていること）で、特別障害者手当の所得制限にかからない世帯に属し、自らが所有している車を就労等の目的のために改造する方。（ただし、前回の改造費助成から5年間は原則として新たな改造の申請はできません。）

〈限度額〉 10万円

○こうちあったかパーキング制度

公共施設や店舗などの「障害者等用駐車場」を利用する障害者や高齢者、妊産婦等で移動に配慮が必要な方に、県内共通の利用証を交付する制度です。

申請時には、障害等の状況に応じて身体・療育・精神・母子健康の各種手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、医療機関・療育機関等の証明書、医師の診断書などが必要となります。ご家族が代理で申請する場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です。

○駐車禁止除外指定車標章の交付

視覚、聴覚、上肢、下肢、移動機能、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、小腸機能等および療育手帳Aなどの障害のある方で歩行が困難な場合は、県公安委員会から「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられる場合がありますので、最寄りの警察署にお問い合わせください。

申請時には、車検証・免許証・身体障害者手帳または療育手帳の原本と、それをコピーしたものが各2部必要となります。（身体障害者手帳は、写真、氏名、障害名、等級、住所が写るように広げてコピーしてください）

また、介護者を必要とする場合には、窓口で相談をしてください。

○高知市駐車場料金の割引

運転者ご本人または同乗者が、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを駐車料金清算時に提示すると、以下の駐車場の最初の1時間までの駐車料金が全額免除になります。

〈対象となる駐車場〉

東洋電化中央公園地下駐車場 （☎ 872-7450）

高知市県庁前通り地下駐車場 （☎ 822-1175）

※スタンプサービスとの併用は不可。手帳所持者が市外居住でも対象となります。

問い合わせ先

障がい福祉課

医療福祉担当

☎ 823-9053

※自動車運転免許を取得する前に申請しなければなりません。

高知県警察本部

運転免許センター

☎ 893-1221

（自動車改造の一例）

左アクセル取付

手動アクセルブレーキ取付

※改造する前に申請しなければなりません。

高知県障害福祉課

企画調整担当

☎ 823-9633

居住地を管轄する警察
高知警察署

☎ 822-0110

高知南警察署

☎ 834-0110

高知東警察署

☎ 866-0110

都市建設総務課

☎ 823-9216

■自動車を利用される方へ

○高知市文化プラザの駐車場料金の割引

高知市文化プラザかるぽーとの駐車場料金のはじめの1時間が無料になります。
料金支払時に手帳を提示してください。

〈対象者〉

- ・1～4級の身体障害者手帳所持者本人が運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者を介護する家族等が運転する場合

○はりまや地下駐車場の料金の割引

はりまや地下駐車場の料金のはじめの1時間が無料になります。料金支払時に手帳を提示してください。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳または療育手帳所持者本人が運転する場合
- ・身体障害者手帳または療育手帳所持者を介護する家族等が運転する場合

○桂浜公園駐車場の料金の割引

桂浜公園駐車場の有料時間帯（8時半～18時）の駐車料金（普通自動車・軽自動車1台500円）が、1台250円になります。入場時に手帳を提示してください。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳または療育手帳所持者本人が運転する場合
- ・身体障害者手帳または療育手帳所持者を介護する家族等が運転する場合

○在宅重度障害者移動支援事業

在宅の重度障害者・児が通院、会合および訪問等にタクシーを利用する場合または自動車燃料を給油する場合に、その料金の一部を助成します。

〈自動車燃料を給油する場合の対象車両〉

下記の対象者等が所有する、自動車税（軽自動車を含む）減税対象車両または有料道路における障害者割引対象車両 ※1名につき1台のみ

〈助成額〉

年間14,850円（450円券×33枚綴り1冊、年度途中で新たに対象者となった方は、月割の枚数で交付します。）

〈対象者〉

高知市内に住所を有する、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方のうち次のいずれかに該当する方

- (1) 下肢または体幹機能障害が1級または2級の方
- (2) 体幹または下肢に4級以上の障害があり、上肢の障害と合わせて1級または2級の障害となる方
- (3) 視覚障害1級の方
- (4) 呼吸器機能障害1級のうち、常時酸素ボンベの携帯が必要な方
- (5) 療育手帳A1の方

※ 上記に該当する方でも、施設入所中の方（一部対象施設有）および入院中の方は対象になりません。

問い合わせ先

高知市文化プラザ

☎ 883-5011

TFI株式会社

☎ 871-0990

桂浜公園管理事務所

☎ 841-4140

障がい福祉課

医療福祉担当

☎ 823-9053

※鏡地区の方については、類似の旧制度を引き継いでおりますので、詳しくはお問い合わせください。